(ix)　オンライン服薬指導（第七条の二第二項によるものに限る。この(ix)において同じ。）の実施
イ～ハ　（略）
(x)～(xviii)　（略）
(5)　（略）
二・三　（略）
第三　（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　（略）
第二　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品及び指定濫用防止医薬品の販売に関する制度に関する事項
一　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品の定義並びにこれらに関する解説
二　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品の表示に関する解説
三　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
四～八　（略）
九　指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説
十　指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
十一～十三　（略）

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一　（略）
二　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
三・四　（略）
五　特定販売を行う薬局製造販売医薬品、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品の使用期限

別表第一の四（第百四十九条の十関係）

第一　（略）
第二　一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一～六　（略）
七　指定濫用防止医薬品の定義等に関する解説
八　指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
九～十一　（略）

(ix)　オンライン服薬指導の実施
イ～ハ　（略）
(x)～(xviii)　（略）
(5)　（略）
二・三　（略）
第三　（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一　（略）
第二　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
二　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
三　要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説
四～八　（略）
（新設）
（新設）
九～十一　（略）

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一　（略）
二　薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
三・四　（略）
五　特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

別表第一の四（第百四十九条の十関係）

第一　（略）
第二　一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一～六　（略）
（新設）
（新設）
七～九　（略）